

○ 食品衛生法施行細則（平成4年福岡県規則第40号）（抄）

（営業許可申請書の記載事項）

第7条 省令第67条に規定する申請書は、様式第4号によるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、臨時営業（催物に際し、短期間に限り、営業車（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するもののうち、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。ただし、二輪自動車を除く。）に営業設備を設けたものをいう。）又は組立式等簡易な施設を用いて行う営業をいう。）の許可を受けようとする場合については、知事が別に定める様式によるものとする。

（施行期日）（令和3年福岡県規則第7号）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。